

掲 示

令和 7 ・ 8 年度

災害時における富山河川国道事務所所管施設等の 緊急的な災害応急対策業務に係る技術資料の公募について

標記について、下記により技術資料を公募する。

なお、技術資料が提出されても、記 2. の「技術資料の提出を求める対象者」以外の者及び記 3. (3)－1)の「欠格要件」のある者については、協定締結の相手方として指名しないものとする。また、多数の応募者がある場合は、記 3. (3)－2)の「技術的要件等」を審査して、協定締結の相手方として指名しないことがある。

令和 7 年 2 月 4 日

北陸地方整備局

富山河川国道事務所長

佐 藤 保 之

記

1. 業務概要

- (1) 業 務 名 災害時における富山河川国道事務所所管施設等の
緊急的な災害応急対策業務
- (2) 業務場所 富山河川国道事務所管内（別紙－ 1 に示す 2 1 区域）
- (3) 業務内容 本業務は、河川管理者が災害時における富山河川国道事務所所管施設等（別紙－ 1 に示す 2 1 区域）の緊急的な災害応急対策業務に関する支援を本公募により締結する協定に基づき実施するものである。
- (4) 工 期 令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日まで
- (5) そ の 他 待機指示を行った場合の待機補償を行う。

2. 技術資料の提出を求める対象者

次の全ての条件を満たさなければならない。

- (1) 予算決算及び会計令（以下「予決令」という。）第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7 ・ 8 年度一般競争参加資格者で一般土木工事 B 又は C 等級の認定を受けていること。
なお、上記認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することが出来る。この場合においては、2. (1) 及び (3) から (9) までに掲げる条項を満たしており、かつ技術審査時に、2. (2) に掲げる北陸地方整備局（港湾空港関係事務に関することを除く。）における令和 7 ・ 8 年度一般競争（指名競争）参加資格の定期受付において、希望工種区分を一般土木工事として申請していることとする。なおその場合、受理されていることが確認できる書類の写し

を提出すること。なお、令和 7 年 4 月 1 日時点において、上記申請に対して認定を受けていなければならない。

（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北陸地方整備局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 一般土木工事B又はC等級にあつては、富山県東部地域は富山土木センター管内、富山県西部地域は高岡又は砺波土木センター管内に建設業法に基づく「土木一式工事」の許可を受けた本社を有すること。
なお、経常建設共同企業体にあつては、全ての構成員が、上記の要件を満たしていること。
- (5) 平成21年度以降に元請として完成した工事で、富山河川国道事務所発注の次の工事のいずれかの施工実績を有すること。ただし、評定合計が65点未満のものを除く。
河川工事における築堤工事、護岸工事、根固め工事、樋門・樋管工事、堰工事、揚排水機場工事。
- (6) 建設共同企業体の実績をもって単体として応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (7) 単体の実績をもって経常建設共同で応募する場合は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。
- (8) 技術資料の提出期限日から協定締結の時までの期間に、北陸地方整備局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (9) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省発注の公共事業等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 技術資料の作成及び提出

(1) 技術資料作成要領の入手方法

交付方法： 次の交付場所・交付期間に資料を交付する。

交付場所： 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 工務第一課
〒930-8537 富山県富山市奥田新町2-1
TEL 076-443-4709（代表） 内線 311

交付期間： 令和7年2月4日（火）から令和7年2月27日（木）までの午前9時から午後4時までとする。

ただし、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。）は交付しない。

(2) 技術資料の作成及び提出方法

技術資料作成要領に示す様式及び留意事項に基づき作成する。

受付期間： 令和 7 年 2 月 2 5 日（火）から令和 7 年 2 月 2 7 日（木）までの 3 日間とし、午前 9 時から午後 4 時までとする。

受付場所： 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 工務第一課
〒930-8537 富山県富山市奥田新町 2 - 1
TEL 076-443-4709（代表） 内線 311

提出方法： 提出部数は 1 部とし、持参するものとする。（郵送、託送又は電送による提出は認めない。）

(3) 技術資料等の審査事項

提出された資料等により、次の事項について審査し、別紙－ 2 の技術審査基準を基に選定する。

1) 欠格要件

- a 不誠実な行為 (a) 指名停止 (b) 契約違反 (c) 一括下請等 (d) 排除要請
- b 経営状況
- c 安全管理
- d 労働福祉
- e 工事成績
- f 令和 7・8 年度一般競争参加資格者（令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格確認申請書受理者含む）で一般土木工事 B 及び C 等級以外

2) 技術的要件等

- a 技術的特性 (a) 施工実績 (b) 技術者評価
- b 地理的条件
- c 出勤所要時間
- d 常用労務者数及び建設資機材等
- e その他 (a) 安全、労働福祉

他の区域で協定締結の相手方として指名された場合は、協定締結を辞退することができる。この場合、上記 3. (3) -2) の「技術的要件等」の審査で次点の者を指名する。

4. その他

- (1) 提出された技術資料は返却しない。ただし、資料の撤回は技術資料の提出期限から起算して 7 日（「休日」は含まない。）以内とする。この場合これらを理由に以降の指名等について不利益な取扱いはいしない。

(2) 技術資料に関する問い合わせ先

北陸地方整備局 富山河川国道事務所 工務第一課
〒930-8537 富山県富山市奥田新町 2 - 1
TEL 076-433-4709（代表） 内線 311

(3) 技術資料の審査及び指名審査

技術資料等の審査確認日は入札・契約手続運営委員会の開催日とする。

- (4) 本業務に係る指名通知は令和 7 年 3 月 1 7 日（月）、協定締結は令和 7 年 4 月 1 日（火）を予定している。

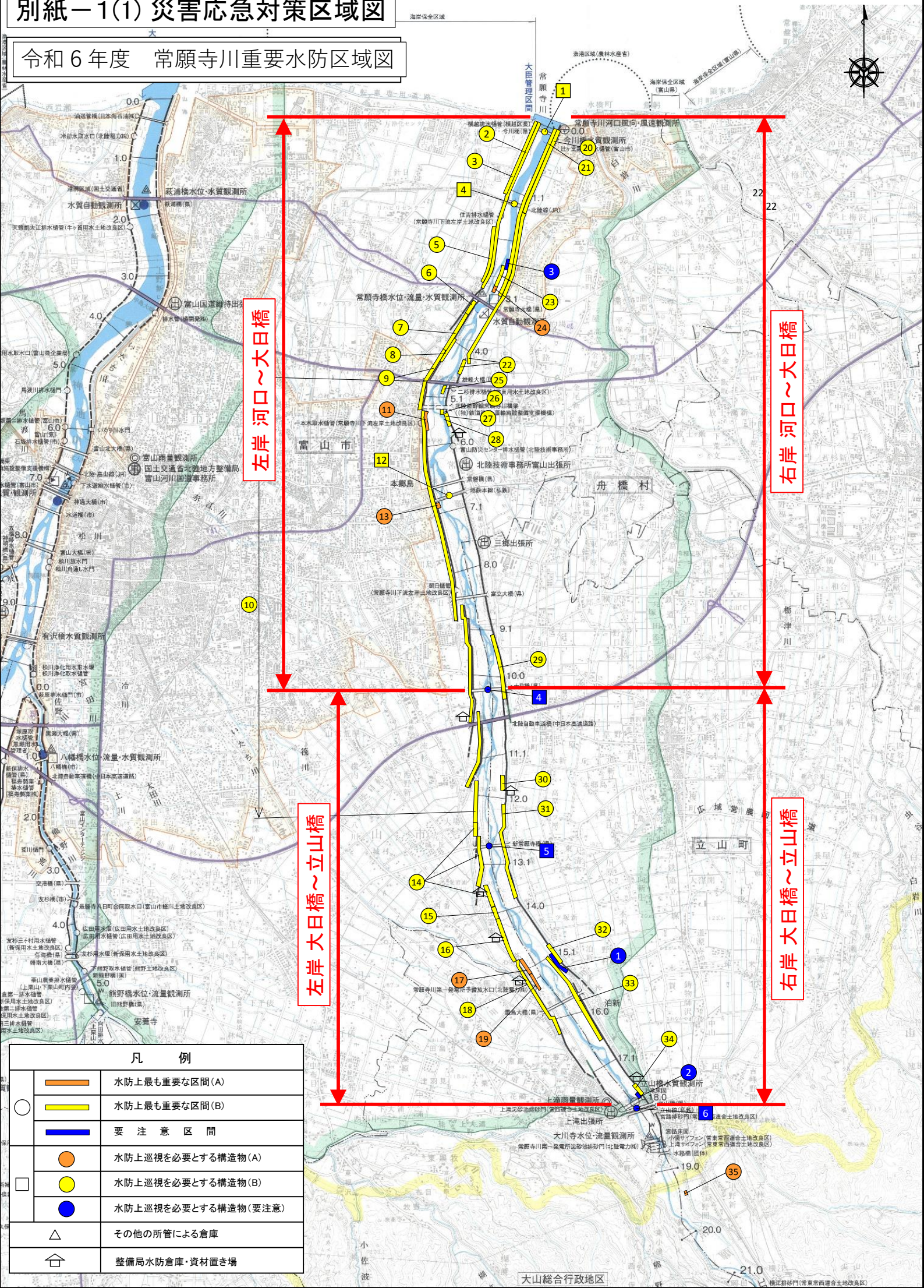
【別紙－１】富山河川国道事務所の災害応急対策区域及び対象地域

	河川名	区域名	対象地域
富山県 東部地域	常願寺川	右岸 河口～大日橋	富山土木センター管内
		右岸 大日橋～立山橋	富山土木センター管内
		左岸 河口～大日橋	富山土木センター管内
		左岸 大日橋～立山橋	富山土木センター管内
	神通川	右岸 河口～富山大橋	富山土木センター管内
		右岸 富山大橋～新保大橋及び 熊野川(合流点～興南大橋)	富山土木センター管内
		右岸 新保大橋～神通川第三発電所	富山土木センター管内
		左岸 河口～富山大橋	富山土木センター管内
		左岸 富山大橋～新保大橋	富山土木センター管内
		左岸 新保大橋～神通川第三発電所	富山土木センター管内
		井田川 合流点～落合橋	富山土木センター管内
		井田川 落合橋～十三石橋	富山土木センター管内
富山県 西部地域	庄 川	右岸 河口 ～高岡大橋	高岡・砺波土木センター管内
		右岸 高岡大橋～中田橋	高岡・砺波土木センター管内
		右岸 中田橋～庄川合口ダム	高岡・砺波土木センター管内
		左岸 河口 ～高岡大橋	高岡・砺波土木センター管内
		左岸 高岡大橋～中田橋	高岡・砺波土木センター管内
		左岸 中田橋～庄川合口ダム	高岡・砺波土木センター管内
	小矢部川	河口～五位橋	高岡・砺波土木センター管内
		五位橋～石動大橋	高岡・砺波土木センター管内
		石動大橋～旅川合流点及び 渋江川(合流点～直轄上流端)	高岡・砺波土木センター管内

★富山県の土木センター管内の定義

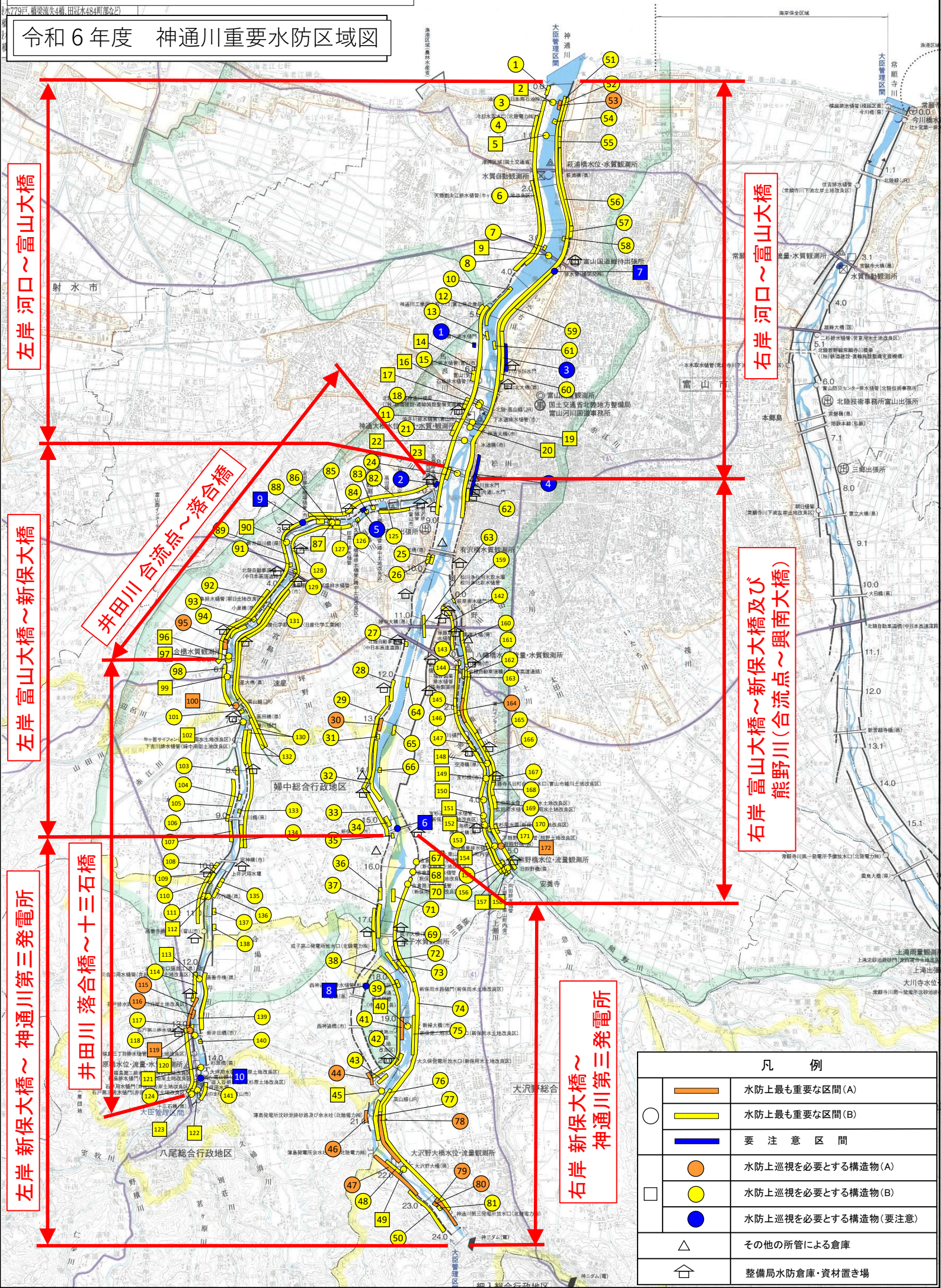
土木センター名	管内市町村名
富山土木センター 1市2町1村	富山市 立山町 上市町 舟橋村
高岡土木センター 4市	高岡市 射水市 氷見市 小矢部市
砺波土木センター 2市	砺波市 南砺市

令和6年度 常願寺川重要水防区域図



別紙－1(2) 災害応急対策区域図

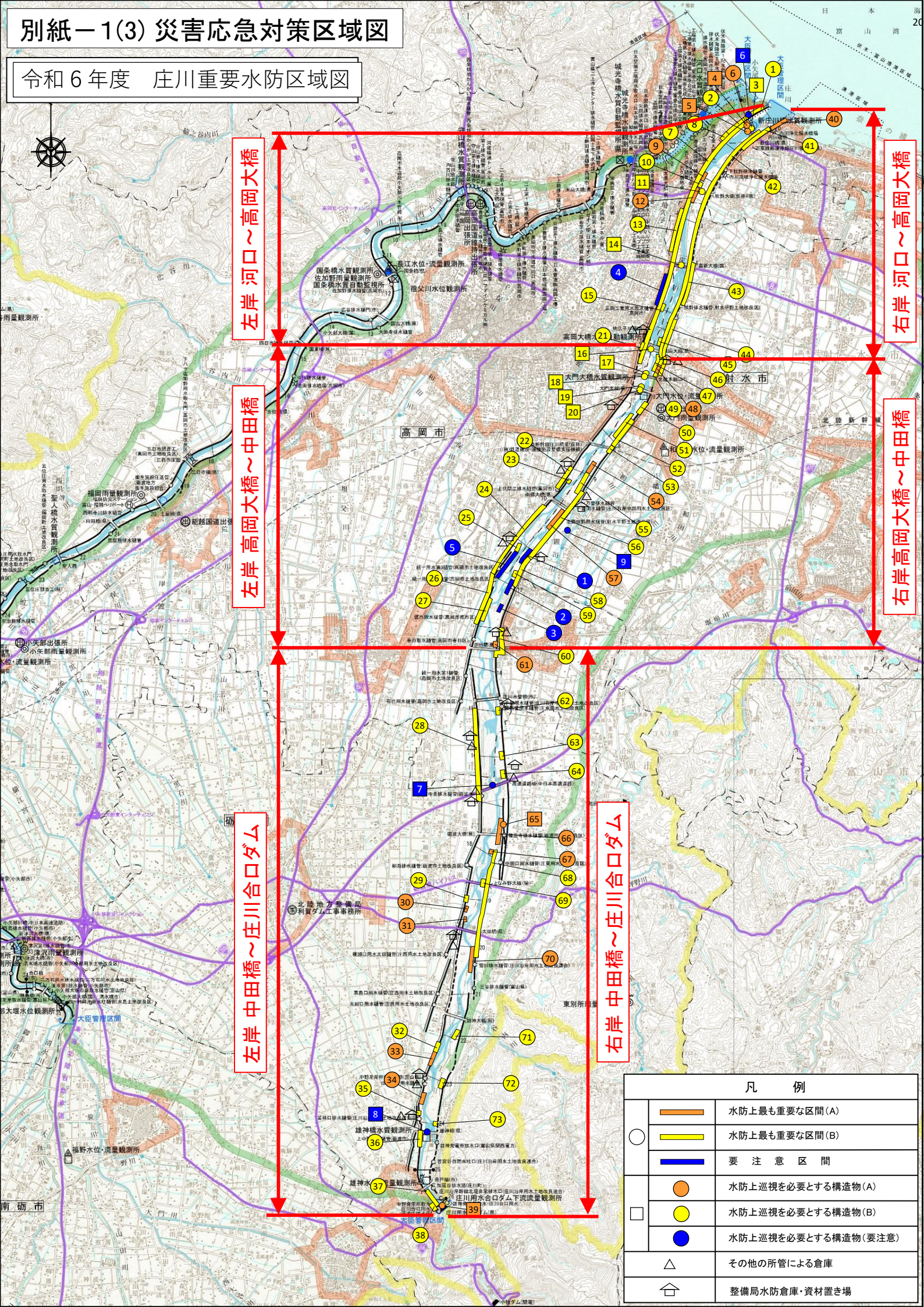
令和6年度 神通川重要水防区域図



凡 例		
—	—	水防上最も重要な区間(A)
	—	水防上最も重要な区間(B)
	—	要 注 意 区 間
○	●	水防上巡視を必要とする構造物(A)
	●	水防上巡視を必要とする構造物(B)
	●	水防上巡視を必要とする構造物(要注意)
△		その他の所管による倉庫
⌂		整備局水防倉庫・資材置き場

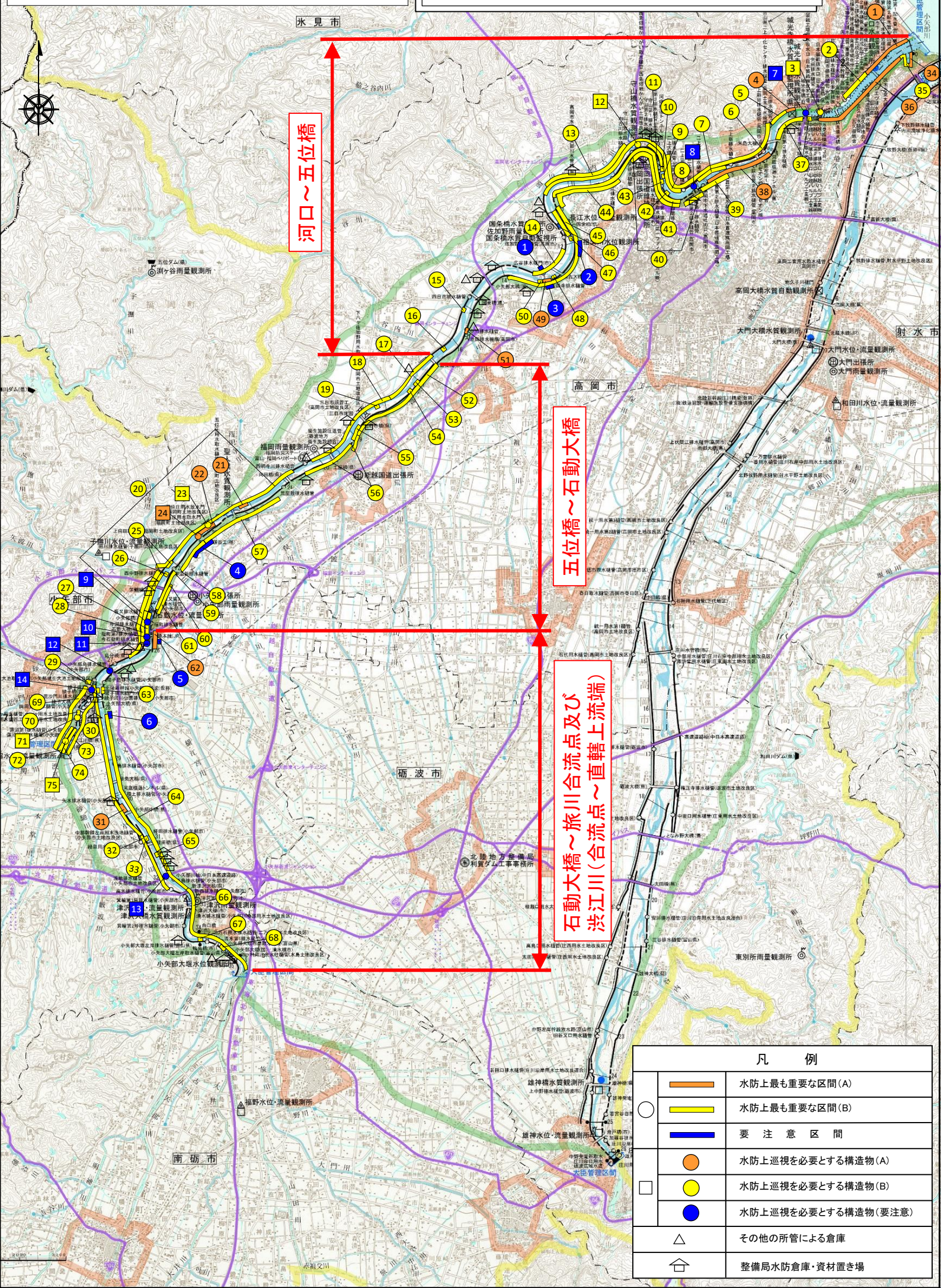
別紙－1(3) 災害応急対策区域図

令和6年度 庄川重要水防区域図



凡 例	
	水防上最も重要な区間(A)
	水防上最も重要な区間(B)
	要 注 意 区 間
●	水防上巡視を必要とする構造物(A)
●	水防上巡視を必要とする構造物(B)
●	水防上巡視を必要とする構造物(要注意)
△	その他の所管による倉庫
□	整備局水防倉庫・資材置き場

令和 6 年度 小矢部川重要水防区域図



(別紙－2)

技術審査基準(案)

評価項目	選定の着目点	3A	2A	A	B	C
①地理的条件	(1) 本社の所在地			イ)別紙－1のいずれかに本社がある。		
②施工実績	(1) 同種工事の施工実績 (過去15年間、平成21年度以降)			イ)富山河川国道事務所発注の施工実績がある。		ロ)実績無し
③技術者評価	(1) 同種工事の工事経験を有する会社の技術者数			イ)富山河川国道事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名以上いる。	ロ) 富山河川国道事務所発注の工事経験を有し且つ、資格を有する技術者が5名未満。	ハ) 資格を有する技術者がいない又は工事経験がない
	(2)河川技術者資格の登録者数		イ)河川維持管理技術者の資格を有する技術者が1名以上いる。	ロ)河川点検士の資格を有する技術者が1名以上いる。	ハ)ロ)イ)以外	
④安全・労働福祉	(1) 安全管理に関する表彰 (過去2年間、R5～R6年度)			イ)表彰有り。	ロ) 表彰を受けた翌日から技術資料の提出期限日までに、文書注意、警告又は指名停止の措置を受けた場合 ハ) 表彰無し	
	(2) 建退協の加入状況			イ)加入している	ロ) 加入していない。	
⑤工事成績	北陸地方整備局発注工事(港湾空港関係事務に関するものを除く)における令和4年度、令和5年度の一般土木工事の工事成績評定の平均点。JV時及び単体時の工事成績も評価の対象とする。	イ) 80点以上	ロ) 75点以上80点未満	ハ) 70点以上75点未満	ニ) 65点以上70点未満又は実績なし	ホ) 65点未満
⑥出動所要時間又は距離	出動所要時間と緊急的な応急対策の実施関係			イ) 出動所要時間1時間未満又は20km未満	ロ) イ) 以外	
⑦常用作業員及び建設資機材等	緊急的な災害応急対策の実施関係(常用作業員数、建設機械の保有状況)			イ) 常用作業員10名以上で、かつ自社持ちのバックホウで山積み0.8㎡級以上の建設機械を2台以上保有している場合。	ロ) イ) 以外	
⑧不誠実な行為・安全管理に係る措置期間終了後の措置	不誠実な行為安全管理に係る措置を受けた者が対象 注) 審査日は、入札・契約手続き運営委員会の開催日とする。		イ)－2A ・審査日時点で、措置期間終了日の翌日から起算して当該措置期間と同期間内の場合	ロ)－A ・審査日時点で、イ)の期間終了日の翌日から起算して当該措置期間の2倍の期間内の場合 ハ)－A ・審査時点で「文書注意」又は「口頭注意」の措置期間内の場合		

※③技術者評価、⑥出動所要時間又は距離の評価基準の数値及び⑦建設資機材等の評価内容・評価基準の数値については、地域特性等勘案し各事務所で定めてよい。

評価方法 (1)②、③、⑤でCが一つでもあれば非指名とする。

(2)項目①～⑧のAの数、工事点数、参考項目を総合的に判断し、順位付けする。